

奈良市公報

号 外 第 2 号

平成26年 1月23日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

○奈良市まちかど観光案内所規則の一部を改正する規則
..... 1

告 示

○放置自転車等の処分..... 1
○放置自転車等の保管..... 1
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出..... 2
○包括外部監査契約の締結..... 2
○一般競争入札の実施..... 2
○徴収事務の委託..... 3
○放置自転車等の保管..... 3
○開発行為に関する工事の完了..... 4
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定..... 4
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出..... 4
○放置自転車等の保管..... 4
○介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定..... 4
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出..... 5
○放置自転車等の保管..... 5
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出..... 5
○生活保護法の規定による施術者の指定..... 5
○生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出..... 5
○生活保護法の規定による施術者の指定（2件）..... 6
○放置自転車等の保管..... 6
○国土調査の実施..... 6
○開発行為に関する工事の完了..... 6

監 査

○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知..... 6

公 平 委 員 会

○奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 7

教 育 委 員 会

○奈良市指定文化財の指定の解除..... 8
○奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則..... 8

規 則

奈良市まちかど観光案内所規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成25年 4月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第42号

奈良市まちかど観光案内所規則の一部を改正する規則

奈良市まちかど観光案内所規則（平成24年奈良市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市きたまち転害門観光案内所	奈良市手貝町54番地の1
-----------------	--------------

附 則

この規則は、平成25年 5月25日から施行する。

（平成25年 4月23日揭示済）

告 示

奈良市告示第275号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成25年 4月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成25年 4月30日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成24年10月2日、同月5日、同月11日、同月12日、同月15日、同月18日、同月19日、同月21日、同月23日、同月26日及び同月30日

（平成25年 4月16日揭示済）

奈良市告示第276号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。
平成25年 4 月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年 4 月16日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部 防犯・交通安全課
電話0742-34-1111代表

(平成25年 4 月16日揭示済)

奈良市告示第277号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により学園朝日元町二丁目北自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。
平成25年 4 月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
	奈良市学園朝日元	奈良市学園朝日元

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数	最低貸付料
	中央体育館	1 階ロビー	2.01㎡	1	
	中央体育館	1 階ロビー	1.57㎡	1	
	中央体育館	1 階ロビー	1.57㎡	1	

事務所の所在地	町二丁目559番地の49	町二丁目488番地の17
代表者の氏名及び住所	西山 浩司 奈良市学園朝日元町二丁目559番地の49	大浦 臣吾 奈良市学園朝日元町二丁目488番地の17

- 2 変更の年月日
平成25年 4 月 7 日

(平成25年 4 月17日揭示済)

奈良市告示第278号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第 5 項の規定により告示します。
平成25年 4 月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成25年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算した金額とする。
- 3 包括外部監査契約の相手方の氏名及び住所
氏名 玉 置 寿 子
住所 大阪府堺市北区新金岡町一丁 3 番27-10号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約の定めるところによる。

(平成25年 4 月18日揭示済)

奈良市告示第279号

自動販売機設置に係る市有財産の貸付けについて、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。
平成25年 4 月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

第 1 入札に付する事項

- 1 件 名 自動販売機設置に係る市有財産の貸付
- 2 貸付期間 平成25年 6 月 1 日から平成28年 5 月31日まで
- 3 貸付物件 下表のとおり

⑤	鴻ノ池陸上競技場	自動販売機コーナー	1.79㎡	1	999,177円
	鴻ノ池陸上競技場	自動販売機コーナー	1.79㎡	1	
	鴻ノ池球場	歩道橋出口横	1.79㎡	1	
	中央第二体育館	屋外トレーニング場前	1.33㎡	1	
	青山コート	玄関横屋内	1.15㎡	1	
	中央第二武道場	便所前壁面	1.33㎡	1	
	都祁生涯スポーツセンター	ホール内男子トイレ前	1.33㎡	1	
	奈良市生涯学習センター	エントランスロビー	1.24㎡	1	
	伏見公民館あやめ池分館	湯沸室前	1.15㎡	1	
	西部公民館	ベンダールーム	1.33㎡	1	
	富雄公民館	2 階ホール	1.24㎡	1	
	とみの里地域ふれあい会館	湯沸・自販機コーナー	1.24㎡	1	
⑥	奈良市生涯学習センター	エントランスロビー	1.24㎡	1	510,519円
	西部公民館	ベンダールーム	1.33㎡	1	
	西部生涯スポーツセンター温水プール・体育館	自動販売機コーナー	1.33㎡	1	
	西部生涯スポーツセンター温水プール・体育館	自動販売機コーナー	1.15㎡	1	
	奈良市観光センター	観光ボランティア事務室横	1.24㎡	1	
⑦	西部生涯スポーツセンター温水プール・体育館	自動販売機コーナー	1.24㎡	1	174,141円

- (1) 貸付面積は、自動販売機の放熱余地・転倒防止板等の面積及び回収ボックスの面積の合計です。
- (2) 落札者は、貸付期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。
- (3) 貸付期間の更新は、行いません。
- (4) 最低貸付料を予定価格とします。
- (5) 最低貸付料は、3 年間の貸付期間の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。
- (6) 最低貸付料は、光熱水費等を除いた額です。

以下省略
(平成25年 4 月18日揭示済)

奈良市告示第280号
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。
平成25年 4 月18日
奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 齊藤 正俊	奈良診療所使用料 奈良診療所手数料

奈良市二条町二丁目 9 番 2 号 一般社団法人 奈良市歯科医師会 会長 青山 昭典	休日歯科応急診療所使用料
--	--------------

2 委託の期間

委託の期間	徴収事務
平成25年 4 月 1 日から 平成25年 5 月31日まで	奈良診療所使用料 奈良診療所手数料
平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月31日まで	休日歯科応急診療所使用料

(平成25年 4 月18日揭示済)

奈良市告示第281号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。
平成25年 4 月18日
奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年 4 月18日

3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成25年 4月18日揭示済)

奈良市告示第282号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。
平成25年 4月18日

- 奈良市長 仲 川 元 庸
- 1 許可の年月日及び番号
平成24年10月24日 奈良市指令都整開 第12A-32号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年 4月18日 第1352号
公共施設 平成25年 4月18日 第618号
- 3 開発区域に含まれる地域

- 奈良市法華寺町396番 2 の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市四条大路二丁目 2 番10号
株式会社ヤマトコーポレーション
代表取締役 米田 真人
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市法華寺町396番 2 の一部
(2) 下水道
奈良市法華寺町396番 2 の一部
(平成25年 4月18日揭示済)

奈良市告示第283号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の 2 の規定により告示します。
平成25年 4月19日
奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
機能訓練デイサービス 壮寿　リハトレ広場	奈良県奈良市南京終町一丁目154番地の 6	居宅　通所介護 介護予防　通所介護	平成25年 3 月 1 日
株式会社　壮寿	奈良県奈良市南京終町一丁目154番地の 6		平成25年 3 月 1 日

(平成25年 4月19日揭示済)

奈良市告示第284号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により五条西二丁目第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。
平成25年 4月19日
奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	古川 幹夫 奈良市五条西二丁目15番14号	北森 貞次 奈良市五条西二丁目16番 4 号

変更の年月日 平成25年 4月 7 日
(平成25年 4月19日揭示済)

奈良市告示第285号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。
平成25年 4月22日
奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成25年 4月21日

3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成25年 4月22日揭示済)

奈良市告示第286号
介護保険法（平成 9 年法律第123号）第42条の 2 第 1 項及び第54条の 2 第 1 項の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。
平成25年 4月22日
奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2971400227	奈良県生駒郡平群町上庄三丁目 7 番25号	グループホーム やわらぎ	奈良県生駒郡三郷町立野南二丁目 9 番31号	有限会社エムティーケイ 代表取締役 北 昌子	平成25年 4月20日

(平成25年 4月22日揭示済)

奈良市告示第287号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により二名城ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年 4月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	寺野 裕樹 奈良市二名四丁目 1193番地の120	井口 信行 奈良市二名四丁目 1193番地の50

2 変更の年月日

平成25年 4月 7 日

(平成25年 4月22日揭示済)

奈良市告示第288号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成25年 4月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年 4月23日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年 4月23日揭示済)

奈良市告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の 2 の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の 2 の規定に

より次のとおり告示します。

平成25年 4月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した 施 術 の 種 類	廃 止 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
利森 友香		柔道整復	平成25年 3月31日
フェイス整骨 院（利森 友 香）	奈良県奈良市大宮 町四丁目270－10 ルデパール新大宮 1 F		

(平成25年 4月23日揭示済)

奈良市告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成25年 4月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の 種 類	指 定 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
西原 光将		柔道整復	平成25年 4月 1 日
フェイス整骨 院（西原 光 将）	奈良県奈良市大宮 町四丁目270－10 ルデパール新大宮 1 F		

(平成25年 4月23日揭示済)

奈良市告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の 2 の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成25年 4月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

	施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
		名称	所在地	
旧	田尾 幸雄 神橋 勝俊	こどの整骨院（田尾 幸雄 神橋 勝俊）	奈良県奈良市神殿町303－ 1	平成25年 4月 1 日
新	田尾 幸雄 神橋 勝俊	こどの鍼灸整骨院（田尾 幸雄 神橋 勝俊）	奈良県奈良市神殿町303－ 1	

(平成25年4月23日揭示済)

奈良市告示第292号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年4月23日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
辰巳 紗斗里		柔道整復	平成25年 4月1日
こどの鍼灸整骨院（辰巳 紗斗里）	奈良県奈良市神殿町303-1		

(平成25年4月23日揭示済)

奈良市告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年4月23日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
江田 士朗		あんま	平成25年 4月3日
祥あんマッサージセンター（江田 士朗）	奈良県奈良市西大寺栄町3-23		

(平成25年4月23日揭示済)

奈良市告示第294号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年4月25日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成25年4月25日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成25年4月25日揭示済)

奈良市告示第295号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示します。

平成25年4月26日

奈良市長 仲川元庸

- 事業計画が公示された年月日
平成25年4月26日（平成25年奈良県告示第43号）
- 調査を実施する者の名称
奈良市
- 調査区域
奈良市都祁小山戸町の一部
- 調査期間
平成25年4月26日から平成26年3月31日まで
（平成25年4月26日揭示済）

奈良市告示第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年4月30日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成25年1月30日 奈良市指令都整開 第12A-46号
平成25年4月3日 奈良市指令都整開 第12A-46-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年4月30日 第1353号
公共施設 平成25年4月30日 第619号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市朱雀四丁目3番2の一部（1工区）
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
セキスイハイム近畿株式会社
代表取締役 原田 義人
- 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市朱雀四丁目3番2の一部
(2) 下水道
奈良市朱雀四丁目3番2の一部
（平成25年4月30日揭示済）

監 査

奈良市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成25年4月16日

奈良市監査委員 中村勝三郎

同 中 本 勝
同 松 村 和 夫
同 井 上 昌 弘

都市計画課

監査結果公表日 平成25年 3 月28日（奈良市監査委員告
示第 4 号）

措置結果通知日 平成25年 4 月 4 日

【監査の結果】	【措置の内容】
切手類受払簿の残高欄の記載が行われていなかった。また、毎月末に切手の残枚数等の確認のための所属長の決裁を受けていなかった。「切手等郵送料の取扱いについて」（平成23年 3 月 4 日付奈総文第23号）に基づき、切手類受払簿の記載をもれなく行い、月末ごとに切手の残枚数等の確認のため、所属長の決裁を受けられたい。	切手類の受入れ及び払出しごとに、残枚数と残高を確認した上で切手類受払簿に記載するように改め、また月末ごとに切手類の残枚数と残高を課長が確認し、決裁をするように改めた。

子育て相談課（旧子育て課分）

監査結果公表日 平成23年 6 月21日（奈良市監査委員告
示第12号）

措置結果通知日 平成25年 4 月10日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 福祉資金貸付金（母子福祉資金貸付金）については、前回監査においても指摘したところであるが、長期間に亘り支払が滞っているため、早急に滞納者のみならず連帯保証人をも含め、所在確認と支払能力などを調査した上で、法に基づき対処されるよう強く要望する。	(1) 福祉資金貸付金（母子福祉資金貸付金）については、債務者の所在確認等の調査を行うと同時に、貸付金の回収及び所在確認等の調査を目的に、平成25年 2 月「奈良市未収貸付金回収等業務」の外部委託を行いました。その状況を踏まえ、関係課と調整を取りながら法に基づき未収貸付金の整理に向けて努力します。
(2) 母子寡婦福祉資金等貸付金については前回の監査の指摘を受けて、相談記録の作成や貸付に係る一連の事務についてのルール作りについては取り組まれているところであるが、今後も、滞納者には	(2) 母子寡婦福祉資金等貸付金については、債権管理マニュアルを作成し、督促や催告等を行い、より一層貸付金の回収に向け取り組むこととしました。さらに、償還金の口座

法に基づいた督促をする
とともに貸付金の回収に
向け一層の回収努力を要
望する。

振替を導入し、貸付金
の確実な回収に努めて
います。

農林課

監査結果公表日 平成23年 6 月21日（奈良市監査委員告
示第12号）

措置結果通知日 平成25年 4 月15日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 大和高原北部地区基幹水利施設管理事業の事務委託については、上津ダムをはじめとする大和高原北部の基幹水利施設の管理事業を、規約等に基づき山添村に委託している。この事業は事務経費を受益割合に応じて負担するものであるため、負担金としての処理を含め、事務処理について検討されたい。	(1) ご指摘のありました、大和高原北部地区基幹水利施設管理事業の事務委託につきましては、平成24年度より事務負担金として処理いたしました。
(2) 特産物産地化作物試験栽培事業補助金の交付事務において、事業終了後 1 カ月以上経過しているにもかかわらず実績報告の提出がされていなかった。奈良市補助金等交付規則に基づき適正な事務処理をされたい。	(2) ご指摘のありました、特産物産地化作物試験栽培事業補助金の実績報告につきましては、平成23年度より奈良市補助金等交付規則に基づき適正に処理いたしました。

（平成25年 4 月16日揭示済）

公 平 委 員 会

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 4 月25日

奈良市公平委員会

委員長 宮 脇 紀 夫

奈良市公平委員会規則第 1 号

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年奈良市公平委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「法令遵守監察監」を「統括官 法令遵守監察監」に改め、同表教育委員会事務局の項中「主幹」を「主幹 室長」に、「教育総務部教育総務課総務係長及び経理係長 学校教育部学務課教職員係長」を「教育

総務部教職員課総務係長、人事係長及び給与係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成25年 4 月 1 日から適用する。

(平成25年 4 月25日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第 8 号

下記物件が、奈良市文化財保護条例（昭和53年奈良市条例第 7 号）第 4 条第 1 項の規定による指定要件を喪失したため、平成25年 3 月29日同物件の奈良市指定文化財の指定を解除したので、同条例第 9 条の規定により告示します。

平成25年 4 月22日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

記

分類	件 名	数量	所 在 (有)	備考
絵画	絹本著色仏涅槃図	1 幅	奈良市法華寺町 897 海竜王寺	鎌倉時代

(平成25年 4 月22日揭示済)

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年 4 月24日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第10号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例（平成25年奈良市条例第13号）の施行期日について、柳生バンビーホーム及び月ヶ瀬バンビーホームに係る部分については、平成25年 5 月 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成25年 4 月24日揭示済)